

監 第 4 6 号
平成 25 年 10 月 31 日

請求人 様

京都市監査委員 大 西 均
同 久 保 勝 信
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 25 年 9 月 27 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、ガイドヘルパー（以下「ヘルパー」という。）が療育手帳を悪用して行った市営地下鉄及び市バス（以下「地下鉄等」という。）の無賃乗車について、京都市交通局（以下「交通局」という。）が徹底した調査を行わないで安易に解決したことにより、本来徴収することができるであろう運賃及び割増運賃（以下「運賃等」という。）を徴収できず、地下鉄等の収入が減少したとして、当該運賃等を徴収すること等を求めるものである。
- 2 本件請求に係る請求書及び事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）の全趣旨によれば、請求人の主張の要旨は、次のとおりである。
 - (1) 平成 22 年 10 月から平成 23 年 12 月までの間、ヘルパーが地下鉄等に乗車するに当たって、療育手帳を悪用して 8 回の無賃乗車を繰り返したと疑われるが、交通局は本人から一切事情を聴取しないまま、ヘルパーの会社（以下「本件会社」という。）に調査を任せ、その調査結果を基にして、4 回分の運賃等のみを徴収した。
 - (2)
 - ア 本人から一切事情を聴取しないまま、本件の解決を図ったことにより、無賃乗車の回数が矮小化された可能性が大いにある。
 - イ
 - (ア) ①平成 22 年 11 月 17 日、②同月 24 日、③同月 26 日、④同年 12 月

11日、⑤同月18日、⑥平成23年3月22日、⑦同年10月27日、⑧同年11月10日、⑨同月17日、⑩同月24日、⑪同年12月1日及び⑫同月8日に、ヘルパーによる地下鉄等の乗車があった。

(イ) 上記(ア)②から⑤までに係る4回の乗車については本件会社が無賃乗車を認め、上記(ア)⑪及び⑫に係る2回の乗車については領収書があり保護者が運賃を清算した。

上記(ア)⑥から⑩までに係る5回の乗車については、保護者の清算がない。

上記(ア)②から⑤までと⑪及び⑫の中間に当たる⑥から⑩までに係る乗車については、②から⑤までに係る乗車から引き続き無賃乗車を繰り返していたのではないかと疑っている。

ウ 無賃乗車という違法行為を、交通局が徹底した調査を行わないで安易に解決したことにより、本来徴収できるであろう4回分の運賃等が徴収できず、収入が減少したのであるから不当である。

- (3) 徴収できなかった運賃等は、無賃乗車4回分の6千数百円である。
- (4) 京都市（以下「市」という。）が、ヘルパーが繰り返し行っていた無賃乗車の実態を徹底的に検証して、その回数を確定し、運賃等を徴収すること等を求める。

3

- (1) 本件請求は、ヘルパーが行ったと疑われる8回の地下鉄等の無賃乗車について、京都市公営企業管理者交通局長が4回分の運賃等のみを徴収しているとしたうえで、本来徴収できるであろう運賃等の請求権の不行使をもって、住民監査請求の対象とする法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）とするものと解される。
- (2) 住民監査請求は、財務会計行為を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計行為を他の事項から区別して特定認識できるよう個別的、具体的に示す必要がある。
- (3) しかし、本件請求では、上記2(1)では、ヘルパーが療育手帳を悪用して8回の無賃乗車を繰り返したことが疑われ、このうち、本来徴収できるであろうとする運賃等の請求権が4回分である旨を主張するが、上記2(2)イ(イ)では、⑥から⑩までに係る5回の乗車については無賃乗車を繰り返していたのではないかと疑っていると主張しており、無賃乗車に基づく当該請求権は、いずれの日に係る財務会計行為か判然とせず、監査請求の対象とするべき財務会計行為が特定できない。
- (4) そこで、この点について、請求人に補正を求めたところ、請求人から、

8回の無賃乗車と主張していたが、10回に訂正し、そのうち4回については、後日に料金が支払われており、未払の運賃は6回分であるとする旨の補正がされた。

- (5) 当該補正から、本件請求は、本来徴収できるであろう6回分の運賃等の請求権の不行使をもって、監査請求の対象とする財務会計行為とするものと解される。

この場合、当該6回分の運賃等とされるものは、無賃乗車をしたと思われる10回分のうち後日に料金の支払がなされた4回分以外のものであり、具体的には、上記2(2)イ(ア)①、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係るものと解され、監査請求の対象とするべき財務会計行為を特定することができる。

4

- (1) 住民監査請求をする際には、違法又は不当とする財務会計行為について、事実証明書を提出する必要がある(法第242条第1項)。これは、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止する趣旨によるものである。

運賃等の請求権の不行使をもって住民監査請求の対象とする財務会計行為とする場合は、市において、当該請求権を有していることが前提となるから、請求人において、その根拠を示すとともに、事実証明書を提出する必要がある。

- (2) 本件請求では、上記2(2)ア及びイの主張に基づき、ウの主張を導き、もって、無賃乗車という違法行為がなされ、市が本来徴収できるであろう6回分の運賃等の請求権を有していることを示そうとするものと解されるが、具体的な根拠が示されておらず、これらの主張では、市が当該請求権を有していることについては、何ら根拠を示していない。

- (3) そこで、請求人に対し、市が当該請求権を有しているとする根拠を示すよう補正を求めたところ、請求人から、次の内容の補正がされた。

ア 本件会社が請求人に提出したサービス提供報告書(以下「報告書」という。)の平成22年11月17日(上記2(2)イ(ア)①)の欄に鷹峯まで地下鉄と市バスに乗り換えて行った旨の記載があるが、本件会社が交通局に提出した申告書(以下「申告書」という。)では、当該記載はなく、虚偽の申告がなされていた。

イ 申告書の平成23年3月22日(上記2(2)イ(ア)⑥)には、支払済み(利用者の誕生日のため、全ての費用をヘルパーが負担(交通費、カードケースのプレゼント))との記載があるが、報告書の同日の欄には、交通費をプレゼントしたとは記載していない。

ウ 実際、利用者はヘルパーから交通費やカードケースをプレゼントされ

ておらず、事業者が利用者にプレゼントすることは違反行為であるから、違反行為をしてまでプレゼントすることはあり得ず、これは、ヘルパーが自身の交通費を支払ったと言いつけをするために、プレゼントを持ち出したものと思われる。

エ 申告書では、上記2(2)イ(ア)⑥から⑩までは支払済みと記載しているが、⑪及び⑫以外は交通局の領収書がなく、本件会社が（中略）交通費を請求していないのは不自然である。

(4)

ア 上記(3)アの補正によれば、請求人は申告書が報告書と異なることを指摘するが、報告書と異なる申告を行ったことをもって、無賃乗車に係る根拠が示されたとは認められない。

イ 上記(3)イの補正によれば、請求人は報告書に交通費をプレゼントしたとの記載がない旨を主張するが、報告書に当該記載がないことをもって、無賃乗車に係る根拠が示されたとは認められない。

ウ 上記(3)ウの補正によれば、請求人は、利用者はヘルパーから当該プレゼントをされておらず、当該行為が違反行為であることをもって、ヘルパー自身の交通費を支払った言いつけをするために、プレゼントを持ち出した旨を主張するが、具体的な根拠が示されていない。

エ 上記(3)エの補正によれば、請求人は、申告書では支払済みと記載しているが本件会社から交通費に係る実費負担額の請求がなされていないことは不自然である旨を主張するが、当該請求がないことをもって、無賃乗車に係る根拠が示されたとは認められない。

(5) よって、無賃乗車を前提とする上記2(2)の主張は、専ら請求人の主観又は憶測に基づくものと言わざるを得ず、無賃乗車という違法行為がなされ、市が本来徴収できるであろう6回分の運賃等の請求権を有しているとする根拠が示されたとは認められない。

5 以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。